

写

6 消 安 第 4139 号
6 畜 産 第 2101 号
6 畜 産 第 2104 号
6 経 営 第 1629 号
令和 6 年 10 月 17 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長
農 林 水 産 省 畜 産 局 食 肉 鶏 卵 課 長
農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る
経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い、発生農場及び制限区域内の農場を中心に生産者等が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家、その他関係のある生産者に対して周知方お願いするとともに、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者等に対しては、雇用調整助成金及びセーフティネット貸付について、一定の要件に該当する際には活用可能な場合があることを周知方お願いいたします。

また、経営支援対策に係る生産者からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続が行われますよう重ねてお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、これらの経営支援対策を活用することが可能であることから、本通知により経営支援対策の周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添)

1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策について
2. 家畜伝染病予防費の概要
3. 家畜疾病経営維持資金の概要
4. 農林漁業セーフティネット資金の概要
5. 家畜防疫互助事業のパンフレット
6. 雇用調整助成金の概要

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する支援対策について

1 短期的支援 ※発生の影響を受け、早期に対応が必要になり得る支援。

①経営支援対策

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
a. 家畜伝染病予防費手当金 (法定)	○殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5) ○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5) ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 (1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)		
b. 家畜伝染病予防費負担金 (法定)		○農家に対する助成措置 (・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)	

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
c. 融資 利率 R6.9.19現在 ※融資実行までの期間は案件によって異なる。	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 貸付対象：家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：①移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金 貸付対象：家畜等の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受けた者
	(・資金使途：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費)		
	・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275%	・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275%	・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.30%
地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する			
○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫） ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分（※）又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：0.65～1.15% ※年間経営費の6/12（6か月分）に相当する額又は粗収益の6/12（6か月分）に相当する額のいずれか低い額			

② 防疫対策

区 分	都道府県等への支援
家畜伝染病予防費負担金 (法定)	○家畜の伝染性疾患のまん延防止（都道府県等への支援） 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う消毒ポイントの設置等に要する経費を支援（1/2（薬品は10/10））。 〔 ・ 国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕

【お問合せ先】

①経営支援対策	a. <u>家畜伝染病予防費手当金</u> b. <u>家畜伝染病予防費負担金</u> お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292 c. <u>融資</u> ・ <u>家畜疾病経営維持資金</u> 制度に関するお問合せ先：畜産局企画課 代表：03-3502-8111（内線4896） ダイヤルイン：03-3502-5981 借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など ・ <u>農林漁業セーフティネット資金</u> □（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505） □沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840） □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど
②防疫対策	お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292

2 中長期的支援 ※経営再開・継続のために求められる支援及び地域の発生予防に向けた取組への支援

①経営支援対策

区 分	農業者への支援			
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外（全国）	
a. 家畜防疫互助基金支援事業 (予算)	○加入農家が新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。			
	上限単価			
		家族型	企業型	
	鶏	採卵鶏(成鶏)	790円/羽	970円/羽
		〃(育成)	370円/羽	450円/羽
		肉用鶏	25円/羽	30円/羽
		種鶏(成鶏)	1,020円/羽	1,300円/羽
		〃(育成)	470円/羽	600円/羽
	うずら		200円/羽	
	あひる		320円/羽	
	きじ		320円/羽	
	ほろほろ鳥		320円/羽	
	七面鳥		320円/羽	
	だちょう		31,900円/羽	
	企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入。			
	家族型：企業型の加入条件に該当しない者が加入。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。）			
○殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを自身の負担により焼却・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。				

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
b. 融資 利率 R6.9.19現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異な る。	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 貸付対象：家畜等の処分により経営の停止 又はこれに準ずる深刻な影響を 受けた者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：家畜等の移動制限又は搬出制限 の対象となった家畜を飼養する 者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：①移動制限又は搬出制限が行わ れた区域内の農家又はと畜場等 の畜産関連施設との、家畜等の 取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物 の輸出が停止された区域内の畜 産経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金 貸付対象：家畜等の価格低下、出荷減少等 による経済的影響を受けた者
	(・資金使途：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費)		
	・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275%	・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275%	・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.30%
地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する			
○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫） ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分（※）又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：0.65～1.15% ※年間経営費の6/12（6か月分）に相当する額又は粗収益の6/12（6か月分）に相当する額のいずれか低い額			

② 防疫対策

区 分	都道府県等への支援
消費・安全対策交付金 (予算)	○家畜の伝染性疾病的発生予防（都道府県、市町村、農協、生産者団体等への支援） 地域が一体となった農場における防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援（1/2） 〔 ・ 国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕

【お問合せ先】

①経営支援対策	a. <u>家畜防疫互助基金支援事業</u> ☐（一社）日本養鶏協会（03-3297-5515） b. <u>融資</u> ・ <u>家畜疾病経営維持資金</u> 制度に関するお問合せ先：畜産局企画課 代表：03-3502-8111（内線4896） ダイヤルイン：03-3502-5981 借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など ・ <u>農林漁業セーフティネット資金</u> ☐（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505） ☐沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840） ☐最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど
②防疫対策	お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査、家畜の伝染性疾病的のまん延防止措置等に必要な薬品費、資材費
 - ② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
 - ④ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付します。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業の流れ>

負担
(負担率：10/10、1/2（法律補助））

国



都道府県

1の事業

モニタリング検査、
農場の立入検査、
豚熱ワクチン接種、
飼養衛生管理指導
等に要する経費

発生予防の取組

発生状況確認の
ための検査、
家畜等の
移動・搬出制限、
患畜・疑似患畜の
焼埋却、
消毒ポイントの設置
等に要する経費

まん延防止の取組

患畜・疑似患畜の焼埋
却にする経費、患畜・
疑似患畜の手当金、
予防殺した指定家畜の
生産に要した費用

まん延防止の取組

交付
(交付率：10/10、1/2 交付
評価額：①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10
②上記以外の疾病 4/5、1/3)

国



家畜等の所有者

2の事業

2② 家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内 容	負 担 率 等	交 付 先
1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品の所有者に対する手当金等の交付	(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜（死亡畜又は死流産胎児）に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する手当金（腐蛆病等） (6) 殺処分した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金	評価額の1/3（上限額あり） 評価額の4/5（上限額あり） 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5	個人 (所有者)
2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者に対する焼埋却費の交付	(1) 殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用	1/2 1/2	個人 (所有者)
3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執行するのに必要な費用の負担	(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) (6) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 家畜以外の動物に使用する農水大臣が指定する動生剤の購入費又は製造費 (7) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (8) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (9) 家畜以外の動物の検査、注射、投薬等に要した費用 (10) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (11) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (12) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担	10/10（寄生虫病予防は1/2） 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10 10/10（寄生虫病予防は1/2） 1/2 1/2 1/2 1/2（指定家畜は10/10） 1/2	都道府県
4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対する補償金の交付	(1) 殺処分した指定家畜に対する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用	評価額の10/10 10/10 10/10	個人 (所有者)

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営において高病原性鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次に該当する者。

ア) 家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者

イ) 移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

ウ) 輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（利率は令和6年9月19日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000 万円 法人：8,000 万円	(1 頭当たり，100 羽当たり) 乳用牛 13 万円、肥育用牛 13 万円、繁殖用雌牛 6.5 万円、肥育豚 1.3 万円、繁殖豚 2.6 万円、家きん 5.2 万円、繁殖用めん羊及び山羊 1.3 万円	
償還期限	7 年以内		
うち据置期間	3 年以内		
貸付利率	1． 2 7 5 %以内		1． 3 0 %以内

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

5 融資枠 50億円（令和4年～令和8年度）

担当課：畜産局企画課
代表 03-3502-8111 内線 4896
担当者：葛西、酒井

家畜疾病経営維持資金のご案内 (経営再開資金)

家畜伝染病により影響を受けた発生農家のみなさまの飼養再開を支援します！

貸付 対象者

家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、豚熱など）により大きな影響を受けた発生農家のみなさま（※）が対象です！

※広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止またはこれに準ずる深刻な影響を受けた方

貸付 条件

償還期限：7年以内（うち据置期間最長3年）
融資限度額：個人 2,000万円 法人 8,000万円
金利：1.275%（令和6年9月19日現在）
融資機関：農協、信連、農林中央金庫、銀行など

資金 使途

飼養再開に必要な資金が対象です！

- ・ 家畜の導入
- ・ 飼料・営農資材等の購入
- ・ 雇用労賃の支払い など

このほか、発生農場以外で経営継続が困難となった方や深刻な経済的影響を受けた方を支援するための経営継続資金や経営維持資金といった制度資金もございます。

家畜伝染病の発生で大きな影響を受けてしまったが飼養を再開したいという畜産農家のみなさま、まずはお近くの相談窓口へ！



お問い合わせ先

○融資に関するご相談

各融資機関：農協、信連、農林中央金庫、銀行など

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 目標地図に位置付けられた者（※3）
 - ⑤ 地域における継続的な農地利用を図る者（※4）
 - ⑥ 集落営農組織
- (※1) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。
- (※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。
- (※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。
- (※4) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認めた者をいう。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
- (※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

(2) 借入限度額

- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
- ② ①以外の場合：600 万円

(3) 借入金利：0.65%～1.15%（令和 6 年 9 月 19 日現在）

(4) 償還期限：15 年以内(うち据置期間 3 年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい（災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

家畜防疫互助事業 にご参加を！



養鶏・その他家きん農家の皆様へ

本事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営の安定を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに要する経費等を相互に支援する仕組みに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助を行うものです。

早めに参加して、経営に安心を！！

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL 03 (3297) 5515 FAX 03 (3297) 5519

事業の概要

- 本事業は、一般社団法人日本養鶏協会（以下、当協会）が独立法人農畜産業振興機構（以下、機構）に選定され実施する、国の補助事業です。
- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下、鶏及びその他家きん）を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」）に基づき、移動制限等が既に実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家伝法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準を遵守しなければなりません。なお、契約時の対象農場は、同条の4に基づく定期報告と同一の農場ごとに申し込みいただきます。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、鳥インフルエンザ等）です。
- 生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。鳥インフルエンザ等が発生した場合は、本基金と機構からの補助金を合わせ、これを原資に互助金が交付されます。

第9期（令和6年度 ～令和8年度）制度上の主要改正点

- ✓ **“単年度制”への移行** 1年度ごとに生産者積立金を積み立て、その年度に発生した対象疾病に対する互助金の交付はこの積立金を限りとして行います（基金の規模を超えて互助金の交付が見込まれる場合も、今後追加の積立てを求めることはせず、一律割合で均しく減額し交付を行います）。☞ 6参照
なお、毎年度末には、当年度分の最大交付額が想定できることから、それを基に最終的な生産者積立金に余剰が見込まれる場合には、暫定的な返戻を行う方向で検討を進めています（翌年度の生産者積立てと時期が重なれば、返戻金額を差引き払込み可能とする等、参加者の負担軽減に配慮）。☞ 6参照
また、移行に伴い、契約関係は、第9期共通の基本的事項を定める基本契約と各年度における対象農場及び羽数等、個別条件を定める年次契約によるものとし、それぞれ様式を見直しました。☞ 1、2参照
- ✓ **育成鶏日齢の上限設定** 採卵鶏及び種鶏の育成鶏日齢は、参加者が契約において任意に設定いただきます。☞ 7参照
- ✓ **互助金交付申請の期限** 対象疾病発生後、互助金の交付申請を行う期限が新たに設けられることになりました。☞ 8参照

※ 第8期からの変更点は、以降の説明でも、赤字/下線で表示しております。

1. 事業の制度、参加

- 本事業の制度については、機構の「畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱」別添5の2(以下、「実施要綱」)、これに基づく業務運営に関しては、当協会の「家畜防疫互助基金支援事業業務方法書」(以下、「業務方法書」)をご参照ください。
- 「実施要綱」及び「業務方法書」に従い、「家畜防疫互助金交付基本契約書」(以下、「基本契約書」)及び「家畜防疫互助金交付年次契約申込書」(以下、「年次契約書」)を当協会と取り交わすことによって、本事業にご参加いただけます。
 - 「基本契約書」 第9期中の対象3年度に共通適用される基本的条件を規定
 - 「年次契約書」 各年度の対象農場・鶏種・羽数等の個別加入条件を規定上記文書・様式は、当協会HP(<https://www.jpa.or.jp/prevention/index.html>)にも掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 契約の期間

- 契約の期間は、「基本契約」は締結から対象3年度の各事業が全て終了するまで、「年次契約」は申込の承諾から対象年度の事業が終了するまでとなります。
より具体的には、加入を希望する生産者(以下、加入申込者)が、当協会の案内に従い特定期限内に「基本契約書」及び「年次契約申込書」(両者を合わせ、以下、加入契約書)の締結を完了し、当協会が別途個別に指定する期日までに生産者積立金を納付した場合は、この契約書締結日を契約の始期とします。納付が期日に遅延すると、当該納付日が契約始期となりますので、ご注意願います。
- 前年度から(令和6年度の場合は第8期から)継続して事業に参加する生産者(以下、継続事業参加者)の場合には、契約始期の扱いにつき特例を設けていますので、詳細は加入契約書を十分ご確認ください。

3. 参加対象者

- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの飼養者が対象者となります。
- 家伝法に基づく飼養衛生管理基準を遵守していることが、事業参加の前提となります。

4. 鶏の契約区分、企業型について

- 対象家さんの内、鶏については、契約時に企業型/家族型いずれかの区分を選択して加入いただきます。
- 企業型については、対象疾病発生後も雇用が確保されることを趣旨としていることから、加入時に雇用実態があり、且つ発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入の条件としており、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が1人以上の事業主または会社が対象となります。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内につき1回に限り、契約区分（家族型/企業型）を変更することができます。

5. 対象農場、契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、対象年度(1年間)において契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で申し込んでください。
- 複数の農場で飼養している場合は、「家伝法」に基づき管轄都道府県知事に対して行う、飼養及び衛生管理状況等に係る定期報告等と同一の農場単位で区分し飼養羽数を申告いただくこととなります（鳥インフルエンザ等発生時の防疫措置における対象農場との齟齬から生ずる契約トラブルを避けるため、非常に重要なポイントです）。
- 契約羽数は、毎年度途中で見直し（羽数変更）が可能です。ただし、契約羽数を減らしても、その分の既積立金は返還されませんので、ご注意ください。

6. 生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、毎年度、生産者積立金の所定単価に契約羽数を乗じて求め、当協会の請求に基づいて納付していただきます。
- 仮に、鳥インフルエンザ等の発生状況等により、互助金支払い総額に対して生産者積立金総額が不足することになったとしても、追加の積立てを行うことはありません。このような場合、互助金を一律の割合で均等に減額し、積立金総額の範囲内で交付することになりますので、ご承知おきください。
- 毎年度初の積立て時に、前年度の返戻が見込める場合はこれを差引いた残額のみ納付を可能とし、負担軽減を図ることも検討中です（毎年募集時に都度案内）。

7. 生産者積立金の単価

- 国内外の鳥インフルエンザ等の発生状況も踏まえ、適正な基金規模を維持するよう、単価を設定しております。鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価(令和6年度適用)は以下のとおりです。

鶏(家族型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	6円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	3円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
鶏(企業型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
	肉用鶏	1羽当たり	0.3円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	12円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	5円
う ず ら		1羽当たり	1.5円
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		1羽当たり	2円
だちょう		1羽当たり	190円

※ 当期より、採卵鶏及び種鶏の育成鶏に係る日齢上限は、年次契約において加入者が自己申告で設定することになりました。

8. 互助金の交付と申請

- 経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき交付されます。契約羽数は、対象疾病発生年度の年次契約で定めますが、継続事業参加者の場合の特例がありますので、詳細は加入契約書をご確認ください。
- 互助金交付額認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合(例:「家伝法」に基づく「へい殺等手当金等」交付における減額割合も参照)があります。
- 交付を受ける場合は、当協会の手続に従い、必要書類を添え所定の様式を用いて申請を行っていただきます。当期より、互助金の交付申請に期限が設けられましたので、特にご注意が必要です。原則、発生した年度内としますが、一定の要件に基づき、最長で対象疾病が発生した年度の翌々年度末まで(令和6年度の発生は最長で令和8年度末まで)申請が猶予されます。

9. 互助金の種類と交付単価

経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付上限単価（1羽当たり単価の算定限度額）は以下のとおりです。

家畜の種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏（家族型）	採卵鶏（成鶏）	790円	80円
	採卵鶏（育成鶏）	370円	
	肉用鶏	25円	
	種 鶏（成鶏）	1,020円	
	種 鶏（育成鶏）	470円	
鶏（企業型）	採卵鶏（成鶏）	970円	
	採卵鶏（育成鶏）	450円	
	肉用鶏	30円	
	種 鶏（成鶏）	1,300円	
	種 鶏（育成鶏）	600円	
う ず ら		200円	
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		320円	
だちょう		31,900円	3,520円

10. 互助金単価算定について

- 互助金単価は、交付上限単価の枠内で、機構の所定計算式に互助金交付の申請書類で示される諸データを代入して算定します。申請書類が揃いませんと互助金単価/交付額が定まりませんので、ご理解とご尽力をお願い申し上げます。

11. 加入手続き

- 加入申込者は、「基本契約書」及び「年次契約書」を当協会に提出します。
- 申込みを受けた当協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。その際、積立金合計額に対し業務運営事務手数料（4%相当）を申し受けるものとし、併せ請求させていただきます。
- 加入申込者は、当協会が指定する口座及び期日（請求書に個別記載）に生産者積立金等を納付します。

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	（1人1日当たり） 1,200円	

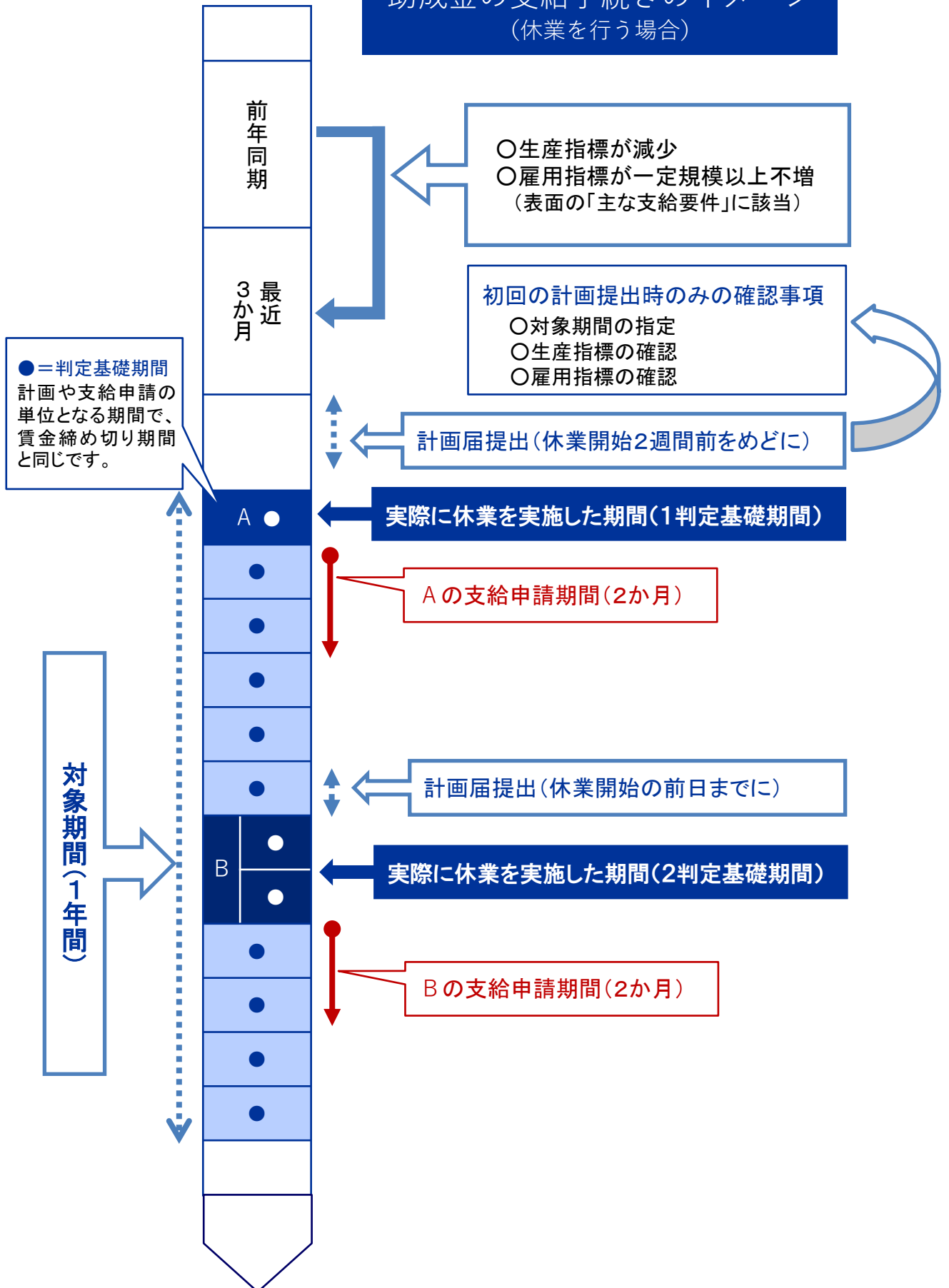
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>）をご確認ください。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用調整助成金の支給のイメージ（鳥インフルエンザの場合）

- 雇用調整助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の**経済上の理由**により、事業所において、**急激に事業活動の縮小を余儀なくされた**」雇用保険適用事業主であることを法令上の要件としており、**当該事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度**。
- **鳥インフルエンザを直接的な理由（家畜伝染病予防法に基づく家さんの殺処分、農場の消毒等の防疫措置、移動制限等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にならない**（過去に鳥インフルエンザの被害が生じた場合も同様の対応）。
- 一方、**発生農場であっても、例えば移動制限等の法令上の制限が解除された後において、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど発生前の規模で事業再開できない「経済上の理由」があり、これに伴い事業活動が縮小した場合は、要件を満たせば支給対象**となりうる。

上段：雇用調整助成金活用可否
下段：農林水産省等における支援

	「経済上の理由」に該当する可能性	
	家畜伝染病予防法に基づく措置 （殺処分等の防疫措置、移動制限等）実施中	家畜伝染病予防法に基づく措置 （移動制限等）解除後
発生農場	×（注１）	○（注２）
	家畜伝染病予防法に基づき、手当金・特別手当金を交付するほか、家畜防疫互助事業、 家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	
発生農場以外の農場 （移動制限・搬出制限の影響を受けた農場）	×（注１）	○（注３）
	家畜伝染病予防法に基づき、売り上げの減少額等について交付するほか、 家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能
	臨床検査陰性など 所要の条件を満たす場合	
上記以外の関連事業者 （飲食店、運送業者、 食鳥処理場等）	○（注４）	
	このほか、セーフティネット貸付が活用可能（日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業での取扱）	

（注１）「経済上の理由」ではなく、家畜伝染病予防法に基づく事業活動縮小のため。

（注２）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく経営再開に必要な検査等終了後（発生農場については防疫指針第14の2の検査終了後）以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注３）移動制限等解除後以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注４）生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。